

監事監査報告書

平成26年 5月19日

富士宮市長 須藤 秀忠 殿

監事 鈴木 崇  印

監事 石川 俊秋  印

私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき社会福祉法人山寿会の平成25年4月1日より平成26年3月31日までの事業年度の理事の業務執行状況及び財産の状況について監査をいたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上

監 事 監 査 報 告 書

平成26年 5月19日

社会福祉法人 山寿会
理事長 太田 精一殿

監事 鈴木 崇明  印

監事 石川 俊秋  印

私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき社会福祉法人山寿会の平成25年4月1日より平成26年3月31日までの事業年度の理事の業務執行状況及び財産の状況について監査をいたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

社会福祉法人山寿会 監事監査報告書と
相違ないことを証する

平成 年 月 日 以上

社会福祉法人山寿会
理事長 太田 精一 